

地方創生

～デジタル田園都市国家構想の実現に向けた 第3期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ～

■ 第3期 総合戦略について

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略について

本市では、今後の人口減少局面で生じる様々な課題による影響を最小限に食い止めつつ、将来においても持続可能なまちであることを目指して、草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」)として、平成28年3月に、第1期の総合戦略を策定しました。

第2期の総合戦略は、総合計画が“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”であり、総合計画が目指すまちづくりの方向性が、「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨(※)と同じものであることから、令和3年3月に、総合計画(基本計画)と総合戦略を一体的に策定し、進捗管理および評価を実施してきました。

第3期の総合戦略についても同様に、総合計画(基本計画)と総合戦略を一体的に策定し、魅力的で持続可能なまちの実現に向けたまちづくりを進めていきます。

(※) まち・ひと・しごと創生法の趣旨

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

(2) 第3期 総合戦略について

国において、令和4年12月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。これはデジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すものです。

市町村においては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略等を勘案し、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならないこととされています。策定にあたっては、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、デジタ

ル技術の浸透・進展等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした「地域ビジョン」(地域が目指すべき理想像)を再構築することが求められています。

本市においては、第2期総合戦略における取組により、市民から「総合的に住みやすいまちである」という評価をいただいております。また、定住につながる「草津市民であることに誇りや愛着を持っている」「これからも草津市に住み続けたい」と思う市民の割合が増加するなど、誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせるまちの実現に向けた取組が成果として現れてきており、引き続き、こうした取組を進める必要があります。

このような状況を踏まえ、本市においては、新たな総合戦略として、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるとともに、総合計画(基本構想)の「将来ビジョン」を「地域ビジョン」として位置付け、総合計画(基本構想)の「まちづくりの基本目標」を戦略目標とし、デジタルの力も活用しながら、地方創生の取組を進めていきます。